

〈特集：公衆栄養〉

市町村における栄養改善事業の推進 ——特に栄養状態改善の地区組織活動の活性化——

難波 三郎

はじめに

今やわが国は男女とも世界一の長寿国となった。その原因について古市圭治国立公衆衛生院院長は、平成7年8月、第15回健康教育世界会議の基調講演「健康と経済」の中で①経済成長期以前の結核死亡率の低下、②乳幼児死亡率の低下、③栄養状態の改善によるもので、これは、日本の地区組織活動と公衆衛生活動の成果であった。と述べた。これからは、①栄養状態の改善、②健康づくり、③体力づくり、④成人病の予防(第一次予防)により、更に健康な長寿社会の実現が可能になると考えられる。

以上4課題に共通する要素は、食事・活動・休養・ストレスであることから住民に最も近い市町村が中心になって栄養学習支援活動を行うことが求められる。

栄養状態改善は目的であるとともに、健康づくり・体力づくりや成人病予防の手段でもあるので全ての医療保健福祉事業に誰が担当するかは別として栄養状態改善活動が必要になってくる筈である。

国は、平成9年度までに市町村において栄養改善事業を活発に行うための法の整備と財政措置を講じた。

1. 平成9年度に向けての助走

厚生省は、平成8年1月29日、全国保健医療関係主管課長会議を招集して健康増進栄養改善事業の推進について(1)健康情報ネットワークの整備、(2)喫煙対策の推進、(3)栄養改善対策の推進 ア.地域における栄養改善業務の推進 イ.外食料理栄養成分表示の普及推進 ウ.妊婦等のビタミンA摂取の留意点 エ.集団給食施設等における栄養管理指導の推進、(4)婦人の健康づくり推進事業の推進、(5)健康文化都市推進事業、(6)

農村保健対策事業、(7)健康科学センターの整備、(8)健康保養地の推進、(9)健康増進指導者養成事業、(10)健康増進施設の認定制度、(11)健康増進関連機器のガイドライン、(12)国民栄養調査の実施、(13)保健所業務費補助金：保健対策推進の一般財源化等について行政指導がなされた。

更に、「地域保健法の全面施行に向けた地域保健対策の取り組みについて」、地域保健法及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針の制定に伴い、今後、平成9年度の全面施行に向けて、市町村における拠点の整備、人材の確保等の体制の整備の推進、保健所の機能強化及び所管区域の見直し等の総合的な取組を推進することが必要である。このため平成8年度においては、特に、次の課題について積極的に取り組まれるようお願いする。とし、その内容を(1)保健所の機能強化及び所管区域の見直し、(2)市町村保健センターの整備促進、(3)市町村保健所の確保、(4)地域保健関係職員研修の推進、人材確保支援計画の策定及び事業の推進、(6)地方衛生研究所の再編成等について方針を明示している。

2. 市町村における栄養改善活動

以上の考え方が、平成9年度から全面実施される「地域における栄養改善活動推進」の背景となっている。このことについての説明は次のようになっている。

即ち、地域保健の見直しの一環として、栄養改善法が平成6年7月に一部改正され、住民により細かい対応を行うため、従来都道府県で行っていた栄養相談・一般栄養指導を平成9年度から市町村で実施することになった。

このため、権限移譲に伴う市町村における栄養士の確保に必要な地方交付税の措置について平成7年度から業務量を勘案した計画的措置が講じられているとこ

(川崎医療福祉大学公衆栄養学)

ろであるので、栄養士の配置について市町村に対する特段のご指導をお願いする。なお、栄養指導業務に従事する職員としては、その職務の性質上、管理栄養士が望ましいと考えている。

また、平成9年度からその業務が円滑かつ適性に行われるよう、平成7年6月29日健栄発第832号保健医療局長通知により「地域における栄養改善業務の推進について」を示したところであるので、ひきつづきその周知徹底を図るとともに市町村への積極的な指導をお願いする。となっている。

3. 市町村における栄養改善業務

さきの保健医療局長通知の「別紙」として都道府県等及び市町村における栄養改善業務指針を示した。市町村分について、その項目の要点をみると

- (1)各市町村の地域保健の計画・施策には健康づくり・栄養改善に関する事項も含めて立案すること。
- (2)栄養士の確保及び計画的配置の促進に努めること。
- (3)健康づくり推進協議会を活用するとともに、地域の医療・福祉関係機関、職能団体・地区組織団体等と連携を図り、十分な連絡調整を行うこと。

更に、市町村で行う栄養改善指導は概ね次のようなものであるがその具体的内容については、市町村が自らの能力を勘案して第一次的に判断するものであること。として次の5項目を提示している。

- (1)母子に関するもの
- (2)学童期・思春期に関するもの
- (3)成人に関するもの
- (4)老人に関するもの
- (5)その他各種関係機関との連携によるもの

この指針の「別添」に、「特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導等について」があり、地区組織育成・啓発普及・人材の育成と活用等について示している。

(1) 地区組織育成について

市町村は、栄養改善事業を円滑に推進するとともに、住民の自主的、相互協力的な栄養改善に資するため、推進員等の養成及び住民参加型の地域ボランティア組織の育成に努めるとともに、その自主性を尊重した活用を図ること。

(2) 啓発普及について

栄養改善事業を進めるにあたっては、住民に対する動機づけが極めて重要であることから、各種健康づくり・栄養関連情報の提供や健康的な生活習慣の改善につながる行事等の積極的な開催に努めること。

(3) 人材の育成・活用について

市町村は、住民の健康づくり、栄養相談、一般的栄養指導等を円滑かつ適切に進めるため、職員の研修等に努め、また在宅栄養士の教育研修及び活用を図ること。なお、この場合栄養専門分野に限らず、健康づくり全般にわたるコーディネーターとしての資質の向上にも努めること。

等として、厚生省は将来の市町村における栄養改善活動の方向性を示し平成9年度からは全ての市町村において実施することを求めている。

4. 岡山県の事例

前項までのものは行政指導とかマニュアルといった内容のものでこれを具体的に実行に移すためには有能で住民感情が解りかつ企画力に富んだ管理栄養士を必要とする。

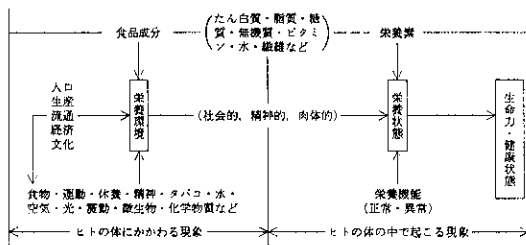
1949年(昭和23年)、三木行治厚生省公衆保健局長の助言により岡山県に「栄養改善モデル村」を設けた。

これに対応するため、岡山県では副知事を本部長とする「岡山県栄養改善標準村推進本部規定」を訓令で設置し、都窪郡清音村(つくばぐんきよねそん)を指定した。

吉沢市二村長は、熟慮の末「戦後の村起こしは、健康の基となる村民の栄養状態をよくすることである」と考え、村民挙げてこの運動を盛り上げるため村議会へ“栄養改善標準村”宣言案を上程し、全会一致で可決し役場の庭に標柱が立てられ10年計画で実施することを決めた。

早速、村に栄養士を採用し衛生係の職員や総社保健所の栄養士と連携して、栄養士がコーディネーターを努めた。栄養改善事業は栄養状態改善活動と心得て図1に示すように人体内外の栄養環境を改善することに他ならないと考えられていた。

即ち、栄養環境が原因となって栄養状態という結果を醸し出しているという考え方である。従って、実施した事業は寄生虫駆除・便所の改良・台所の改善といっ



資料) 公衆栄養活動の実際 P78 第一出版

図1 栄養環境と栄養状態のかかわり

た生活環境の改善事業、部落単位健康学習会・料理講習会等生活技術の学習会、果樹苗の配布・山羊や鶏の飼育・草生改良・緑黄色野菜の計画栽培・共同購入といった食料安定供給事業等を日常活動として実施し、9月24日の記念日には小学校を会場にして村を挙げての「栄養まつり」を盛大に行った。運動会・敬老会・華道料理展示会・野菜の品評会・料理コンクール等、式典の時には健康優良児や健康優良家庭の表彰・時には栄養士養成学校の学生による栄養教育としての寸劇等も行われ1年間のクライマックスとなる。

10年でこの事業は終了したが、村では翌年の1959年(昭和33年)からは「健康まつり」として今も継承されている。

岡山県では、この経験を基にして県下全市町村に対応できる「栄養改善の地区組織活動実施要領」を策定し保健所を窓口にしてその促進を図った。その内容は、先に厚生省が示したものと殆ど同じものであった。若

干違っているのは「栄養改善とは、栄養状態の改善である」という点であった。

そして、一番に着手したのは市町村の推進住民組織のリーダー養成講座としての「栄養教室」の開催であった。従って、岡山県の地区組織活動には、約半世紀前に実施した「栄養改善モデル村」の経験が根付いているのかも知れない。

5. 考察

いよいよ目前に迫った平成9年度から完全実施される「市町村における栄養改善事業」が住民の健康づくり・体力づくり・成人病予防、更には生活の質向上につなげることができる事業運営こそが求められていると考える。

そのためには、関係の管理栄養士は、自己研鑽を積みながら垣根を越えてこの事業を支援することが、保健・医療・福祉・教育のケア・コーディネーションができ、やがてケア・コーディネーターになれると考える。

世紀に1回しか行われぬこの制度改革を味方にして管理栄養士の専門性と実力を発揮し、柔軟にこの事業に積極的に取り組むことが最重要なことであると考えている。

そのための教育研修は、国立公衆衛生院の存在は抜群であるが、我われの大学においても卒前教育及び卒後教育として「公衆栄養学」・「実践栄養学」の実習を通してその資質の向上を図る必要があると考え、着実に実施しているところである。